

ブラジルにおける新型コロナウイルスに関する注意喚起（その3）

● 3月5日現在、ブラジル保健省の発表によると、新型コロナウイルスの疑い症例を定義するための基準は、発熱及び咳や息切れ等の呼吸器系の症状があり、かつ症状が発生する前の14日以内にWHOにより国内感染が確認された国・地域に滞在したことがある者としております。

● 万が一当局に隔離され援護が必要な場合には、最寄りの大使館または、総領事館、領事事務所までご連絡下さい。

1 3月5日現在、ブラジル保健省の発表によると、新型コロナウイルスの疑い症例を定義するための基準は、発熱及び咳や息切れ等の呼吸器系の症状があり、かつ症状が発生する前の14日以内WHOにより国内感染が確認された下記の国・地域に滞在したことがある者としております。

日本、アラブ首長国連邦、アルジェリア、イスラエル、イタリア、イラン、インドネシア、エクアドル、オーストラリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、クロアチア、サンマリノ、シンガポール、スイス、スウェーデン、スペイン、タイ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、フィンランド、フランス、ベトナム、マレーシア、ルーマニア、レバノン、英国、韓国、中国、米国、北朝鮮

2 引き続き最新の関連情報を収集し、感染予防に努めて下さい。

なお、万が一、医療機関等に隔離され、援護が必要な場合は最寄りの大使館または、総領事館、領事事務所までご連絡下さい。

・在ブラジル大使館（https://www.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）

（連邦区、ゴイアス州、トカンチンス州）

・在サンパウロ総領事館（https://www.sp.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）

（サンパウロ州、マト・グロッソ州、マト・グロッソ・ド・スール州、三角ミナス地域）

・在クリチバ総領事館（https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）

（パラナ州、サンタ・カタリーナ州）

・在ベレン領事事務所（https://www.belem.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）

（パラ州、マラニョン州、アマパ州、ピアウイ州）

・在リオデジャネイロ総領事館（https://www.rio.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html）

（リオデジャネイロ州、エスピリト・サント州、ミナス・ジェライス州）

・在ポルトアレグレ領事事務所（https://www.curitiba.br.emb-japan.go.jp/itpr_ja/00_000040.html）

（リオ・グランデ・ド・スール州）

・在マナウス総領事館 (https://www.manaus.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(アマゾナス州, ロンドニア州, ロライマ州, アクレ州)

・在レシフェ総領事館 (https://www.recife.br.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)
(セアラ州, リオ・グランデ・ド・ノルテ州, セルジッペ州, ペルナンブコ州, アラゴアス州, バイア州, パライバ州)

【参考】

●新型コロナウイルスに関する Q&A 【厚生労働省】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

●新型コロナウイルス (日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限) 【外務省】

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

以上